相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木三丁目八五番地、最後の住所神奈川県小田原市入生田四七五番地
陽光の園　被相続人　亡　川井　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
神奈川県小田原市本町二丁目一三番二号
池田忠正法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　忠正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県宝飯郡御津町大字下佐脇、最後の住所不明　被相続人　亡　鈴木次郎太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
愛知県豊橋市中橋良町四六―一松崎司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　松崎　和馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市三重八丁目五五番地、最後の住所三重県三重郡菰野町大字菰野五一番地　被相続人　亡　佐藤　弘敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市立花町谷川七〇〇番地一、最後の住所福岡県太宰府市五条二丁目一五番一五号　被相続人　亡　谷川トクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市立花町谷川七〇〇番地一、最後の住所福岡県太宰府市五条二丁目一五番一五号　被相続人　亡　谷川トクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号
相続財産管理人　司法書士　野中　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋九〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩切　盛行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦五五八〇
相続財産管理人　髙橋　康朗

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年二月二十八日
一　墳墓等の名称　円光寺墓地
一　墳墓等所在地　埼玉県熊谷市銀座三丁目三〇番地
一　墳墓等の名称　円光寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　富山県黒部市三日市三四九九番地　平田やすよ　平田幸江、埼玉県熊谷市大字上之一三〇九番地五　境修一、本籍不詳　境磯次　境ひで子　境一男　平田さと　平田健次　平田潤子　平田幸太郎
一　改葬を行おうとする者　埼玉県熊谷市銀座三丁目三〇番地　宗教法人円光寺　代表役員　小野島拓樹

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年二月二十八日
一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　長峰霊園
一、墳墓等の名称　①墓域　一九―ヘ―二樽谷家之墓、②墓域　一九―ネ―二七徳島家代々墓、③墓域　二〇―ソ―一五不詳、④墓域　二〇―ツ―六不詳、⑤墓域　二〇―ヤ―五山岡家之墓、⑥墓域　二〇―ホ―一七不詳、⑦墓域　二〇―ロ―九寺谷家之墓、⑧墓域　一エ―C五―四不詳、⑨墓域　北三―イ―一荻田嘉吉之墓、⑩墓域　北三―ハ―四瀧川家之墓、⑪墓域　七―キ―二㈢不詳、⑫墓域　北三―イ―一五㈡野山家、⑬墓域　一八―ハ―二山崎家之墓、⑭墓域　二〇―ネ―一四㈠加賀家之墓、⑮墓域　一二―ヌ―五赤尾家之墓、⑯墓域　一八―リ―一七柳家代々之墓、⑰墓域　一エ―B五―七松原家之墓、⑱墓域　一四―ヌ―三㈠角谷家之墓、⑲墓域　一五―ニ―三㈠先祖代々釋貞信他不詳、⑳墓域　一六―ト―一〇青柿家之墓、㉑墓域　八―ア―一不詳、㉒墓域　一七―マ―四柿澤家先祖代々之墓、㉓墓域　一一―ヨ―一五楠本家之墓
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　一般財団法人灘十三大字連合協議会　理事長　富田　照三

無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓改葬のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として、改葬することになりますので、ご承知ください。

平成二十九年二月二十八日
一、墳墓等所在地　兵庫県尼崎市大物町一丁目一七―三六
一、墳墓等の名称　西教寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、吉田家、有水徳二之墓、山田、伊丹、多田、生嶋吉治郎、井上氏、森氏、山麸、吉田家、田沢、小林氏、利田氏、丸山、吉留芝、田邊氏、田邊氏門弟中、本籍及び氏名全て不詳　墓石三十七基
一、改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市大物町一丁目一七―三六　宗教法人西教寺　代表役員　生嶋　了俊

任意清算公告

当会社は平成二十九年二月十三日をもって解散し、会社法六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月二十八日
香川県観音寺市古川町六一六番地一一
合名会社山本兄弟商會
社員　山本　秀人

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十八日
兵庫県神戸市東灘区深江浜町三二番
エム・シーシー食品株式会社確定給付企業年金
清算人　勝瀬　裕己

第30期決算公告

平成29年2月28日　静岡市清水区駒越北町1番1号
アドン株式会社
代表取締役　渡邊　星一

貸借対照表の要旨
（平成28年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,387,678	流動負債	1,262,707
固定資産	797,558	固定負債	12,096
繰延資産	1,770	株主資本	912,203
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	852,203
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	844,703
		（うち当期純利益）	（255,045）
資産合計	2,187,007	負債・純資産合計	2,187,007